

新生児聴覚検査費用を助成します

町では、新生児を対象に、聴覚検査費用を助成します。

聴覚障害は早期に発見し、適切な支援をすることで、コミュニケーションの形成や言語発達等に大きな効果が得られますので、ぜひ受検してください。



●新生児聴覚検査の受検方法

出産予定の医療機関にあらかじめ「新生児聴覚検査」を受検する旨、お伝えください。

●手続方法

検査を受けた日から2か月以内に、次のものをそろえて保健センターにご来庁ください。

- (1) 新生児聴覚検査の費用が記載された領収書
- (2) 母子健康手帳
- (3) 印鑑（認印可）
- (4) 領収書に記載された方の通帳（記載がお子様の場合は保護者の通帳）

※来庁できない場合はご連絡ください。

●助成金 上限18,800円で初回のみ助成します。

※助成金の上限額は上記となりますが、検査費用が変更となった場合は下表の医療機関のうち、検査費用の最高額が上限額となります。

【参考】宮古圏域の医療機関の新生児聴覚検査費用（令和2年4月現在）

医療機関名	検査費用	検査方法
県立宮古病院	18,800円	自動ABR
伊東産婦人科医院	5,000円	自動ABR

※検査方法については、各医療機関にお問い合わせください。

■問い合わせ先

山田町健康子ども課 子育て世代包括支援センター
電話 0193-82-3111 内線 605